

1. 山行部
2. ハイキング部

第二十六条 山行部は、次の活動を行う。

1. 登山計画を立案し実施する。
2. 登山およびハイキングの山行計画書を審査承認する。
3. 登山およびハイキングの山行報告書をまとめる。
4. 安全な登山・ハイキングをおこなうための活動をおこなう。

第二十七条 ハイキング部は、次の活動を行う。

1. ハイキング計画を立案し実施する。
2. ハイキングの普及と向上のための活動を行う。

第八章 遭難対策

第二十八条 この会の遭難対策は、県連が定める「香川県勤労者山岳連盟遭難対策規定」に基づいて行う。

第二十九条 この会の会員は、「労山山岳事故対策基金」へ全員加入する。

第三十条 この会は、「香川県勤労者山岳連盟救助隊」へ隊員を派遣する。

第九章 会則の改廃

第三十一条 この会則の改廃は、総会の会員の三分の二以上の議決によらなければならない。

付 則

施行 1980年8月8日

改正 1985年4月1日

改正 2004年3月28日

改正 2006年3月26日

改正 2020年4月1日

改正 2021年4月4日

改正 2023年4月2日